

いいたて までいな創生総合戦略
(初版)
～きずなを力に 陽はまた昇る～



平成 28 年 3 月 31 日
飯 舘 村

目 次

- 1 はじめに
- 2 総合戦略の位置づけ・期間
- 3 第1章 人口推計・ビジョン
 - 1 目的
 - 2 人口の概要
 - 3 人口推計
 - 4 施策の方向性
- 4 第2章 総合戦略
 - 1 基本目標
 - 2 基本施策
 - 3 推進・検証体制について
- 5 第3章 参考資料
 - 1 いいたてまでいな復興計画（第5版：概要）
 - 2 飯舘村過疎地域自立促進計画（概要）

1 はじめに

飯舘村は、豊かな自然に恵まれた美しい村であり、村民は、手間ひま惜しまず、丁寧に、じっくりと、つつましく、心を込めてという「までいライフ」をスローガンに、ないものねだりをせず、あるもの探しを旨に、村づくりを進めてきました。

しかし、平成23年3月11日の東京電力福島第一原子力発電所の事故により、事態は一変し、今なお、全村民が避難生活を余儀なくされています。

こうした中でも、村では、これまで「いいたて までいな復興計画」（以下、復興計画という）第1～4版を策定し、“戻る人”、“戻らない人”、“戻れない人”それぞれに寄り添った復興を進めてきており、平成27年6月に策定した復興計画第5版では「ネットワーク型の新しいむらづくり」を掲げ、これまでの取組を一層推進するとともに、村民部会の新たな意見を加え、復興の歩みを続けています。

さらに、平成27年度中には「飯舘村過疎地域自立促進計画」も策定され、今後、中期的に見た村の取り組むべき重点事業が取りまとめられています。

この間、国では、全国的な人口減少問題に対応するため、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を施行し、人口減少、地方創生に対する取組を始め、全国の自治体にもまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を求めています。

こうした戦略を策定しなければならなくなった原因の一つに、我が国の価値観が経済優先、東京集中型であったことが考えられますが、一方で、村が東日本大震災発生前から取り組んできた「までいライフ」が全国的にも先進的な思想であったと捉えています。

そこで、村では全国に先駆けて地域創生に取り組んできたとの自負のもと、国が動くこの機会は、までいな復興を加速化させ、過疎化を抑制するチャンスと捉え、復興計画及び過疎地域自立促進計画の取組を反映した「いいたて までいな創生総合戦略」を策定しました。

尚、本戦略掲載事業については、復興財源のほか、地方創生関連予算を活用しながら進めていくものとします。

2 総合戦略の位置づけ・期間

国の総合戦略では、以下の目的と基本目標を掲げています。

【まち・ひと・しごと創生総合戦略の目的】

東京一極集中を是正

地方から東京圏への人口流出に歯止めをかけ、「東京一極集中」を是正するため、「しごとの創生」と「ひとの創生」の好循環を実現するとともに、東京圏の活力の維持・向上を図りつつ、過密化・人口集中を軽減し、快適かつ安全・安心な環境を実現する。

若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現

人口減少を克服するために、若い世代が安心して就労し、希望通り結婚し、妊娠・出産・子育てができるような社会経済環境を実現する。

地域の特性に即して地域課題を解決

人口減少に伴う地域の変化に柔軟に対応し、中山間地域をはじめ地域が直面する課題を解決し、地域の中において安全・安心で心豊かな生活が将来にわたって確保されるようにする。

これらの課題を解決するためには、国だけではなくそれぞれの自治体がそれぞれの地域特性に応じた対策を講じる必要がありますが、避難指示区域に指定されている現状においては、他自治体と状況が大きく異なっています。

このため、戦略策定における取組として、復興計画及び過疎自立促進計画に掲げる実施施策のうち、国の総合戦略と趣旨が一致する部分は、総合戦略にも記載し、復興と創生の連動した取組を進めます。

また、総合戦略は、5年後となる平成31年度を取組期間とします。

- ・復興計画（第5版）
- ・過疎地域自立促進計画

総合戦略

3 第1章 人口推計・ビジョン

1 目的

本村の復興・地方創生を実現するための前提条件として、目指すべき人口規模を算出する。これまでの人口の状況を分析するとともに、震災の影響がなかった場合の推計、震災の影響を考慮したうえでの推計を行う。

(※ただし、原子力災害という特殊な環境において、将来人口の見通しを立てることは、現段階においては非常に困難であるため、今回の推計は、あくまで本計画策定にあたっての設定である。)

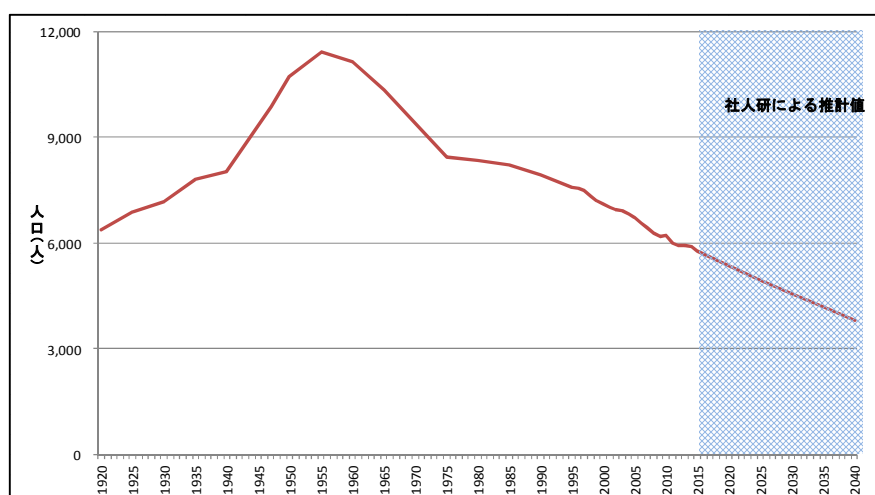
2 人口の概要

(1) 総人口の推移

飯舘村の住民基本台帳による村人口は、1995年にピークを迎え、その後は減少の一途を辿っている。これは、全国的なうごきである合計特殊出生率の低下によるものと思われる。

2010年の人口をベースとし、国立社会保障・人口問題研究所の推計方法（以下「社人研推計」という。）に基づいて推計した場合、2015年以降の動きは依然として減少傾向が続き、2010年の時点の6,209人と比較すると、2040年には3,795人と、40%近く減少する見込みである。

【総人口の推移】

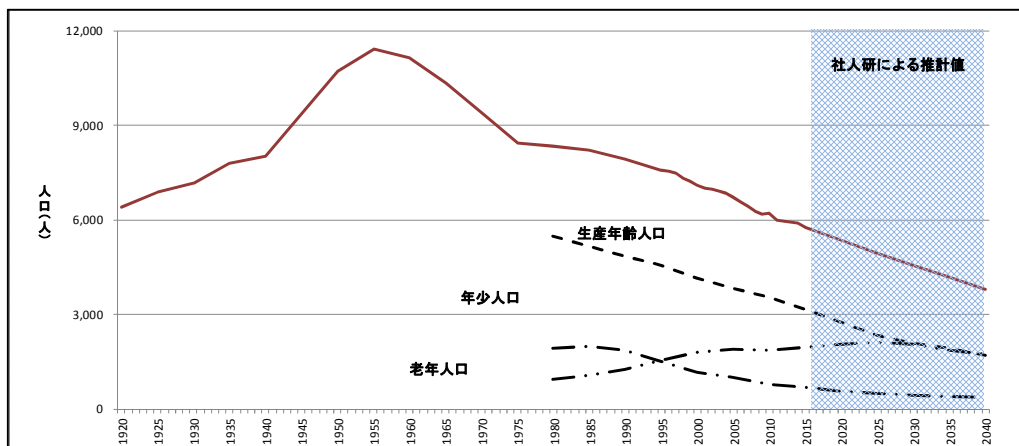


(2) 年齢3区分別人口の推移

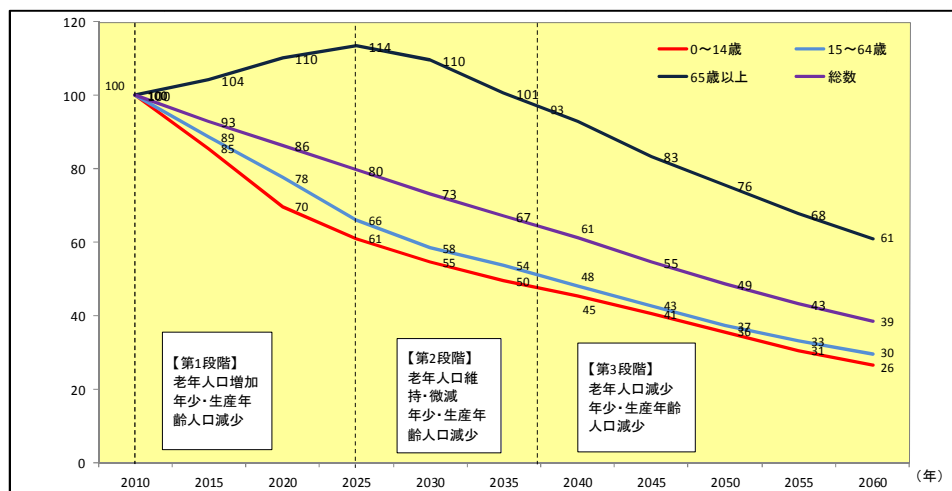
年少人口は、1980年から減少の一途を辿り、1995年には老年人口が年少人口を上回る転換期を迎えた。

老年人口はしばらく増加し、2030年をピークに減少へ転じる。

【年齢3区分別人口の推移】



【年齢3区分別人口の減少段階】

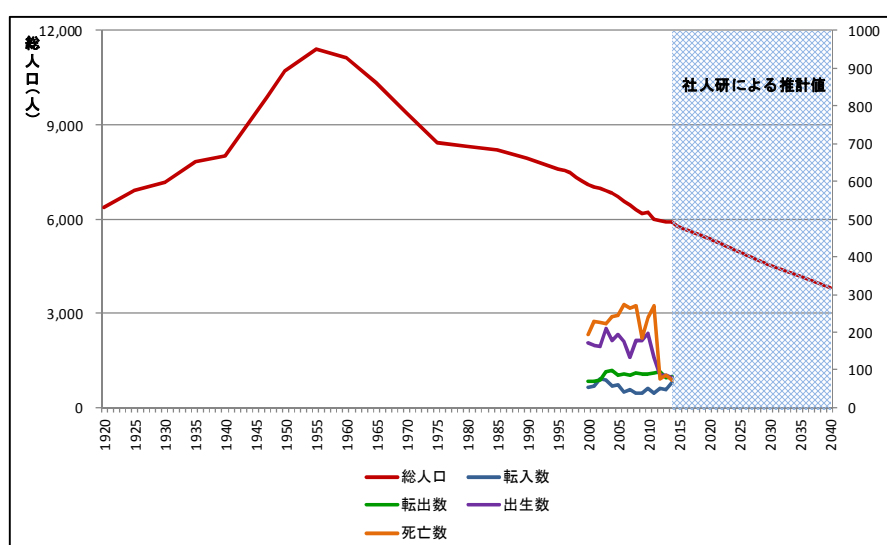


(3) 出生数・死亡数、転入・転出数の推移

転入者、転出者については、転出数を転入数が上回る状況が続いている。出生数、死亡数については死亡数を出生数が上回る状況が続いている。まず転出者の増については、若い世代が村外の高校・大学へと進学すること、また、就労の場を求めて村外へ転出することが要因である。

死亡数の増に関しては、合計特殊出生率が低下する一方で、亡くなる者の数は毎年ほぼ同数で推移していることが要因である。

【出生・死亡数、転入・転出数の推移】

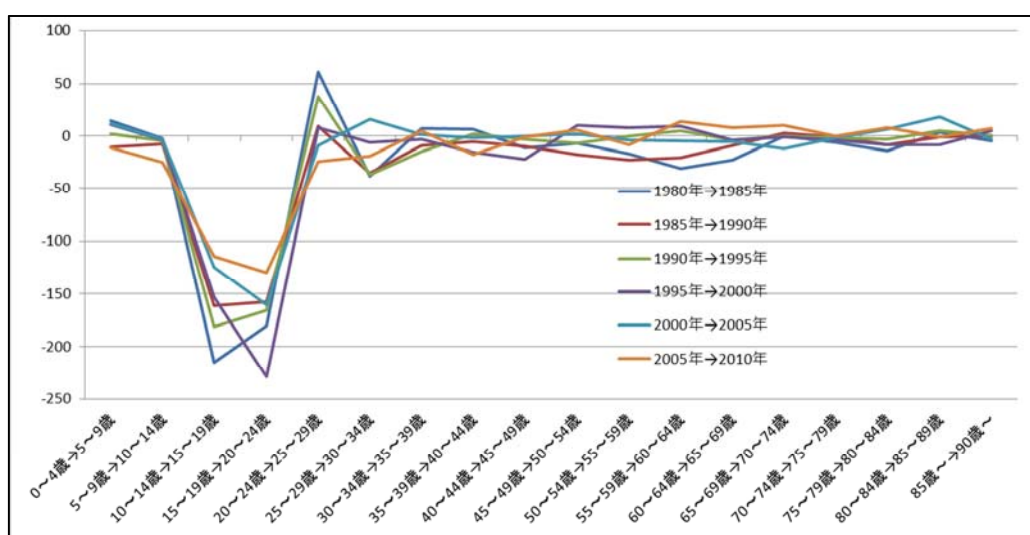


(4) 年齢階級別の人口移動の状況

いずれの時期においても10～14歳から15～19歳になるときに、及び15～19歳から20～24歳になるときに大幅に転出超過となっている。また、24～29歳から30～34歳になるときに転入超過となっており、その後の年代においては、転出入に大きな変動はない。

これは、上記同様進学・就労の場を村外に求める年代の転出が多いこと、反対に卒業後に村内へ戻ってくる、U I ターン者の年齢がその年代に集中していることが要因として考えられる。

【年齢階級別人口移動の推移】



3 人口推計

(1) 推計期間

国政調査の実施年次に合わせ、2010 年～2040 年までの 30 年間で設定した。

(2) 推計方法

コーホート要因法にて行った。(社人研推計準拠)

(3) 推計にあたっての条件設定

下記(4)において推計を行う。

- ① 震災前の状態で、自然・社会動態の影響を考慮した推計である。
- ② 2015 年を 0 ベースとし、「平成 26 年度原子力被災自治体における住民意向調査（復興庁）」における帰還意向の回答結果による推計である。
- ③ ②をベースに、自然・社会動態を考慮した推計である。

(4) 推計

① 震災前の人口をベースに変動した場合の推計

震災が起きなかった場合をベースに、下記の 3 パターンの推計を行った。

○パターン 1：全国の移動率が、今後一定程度縮小すると過程した推計（社人研推計準拠）合計特殊出生率は 2015 年に 1.67 であり、その後は社人研推計に基づき同程度で推移。

→2040 年の時点で 3,795 人

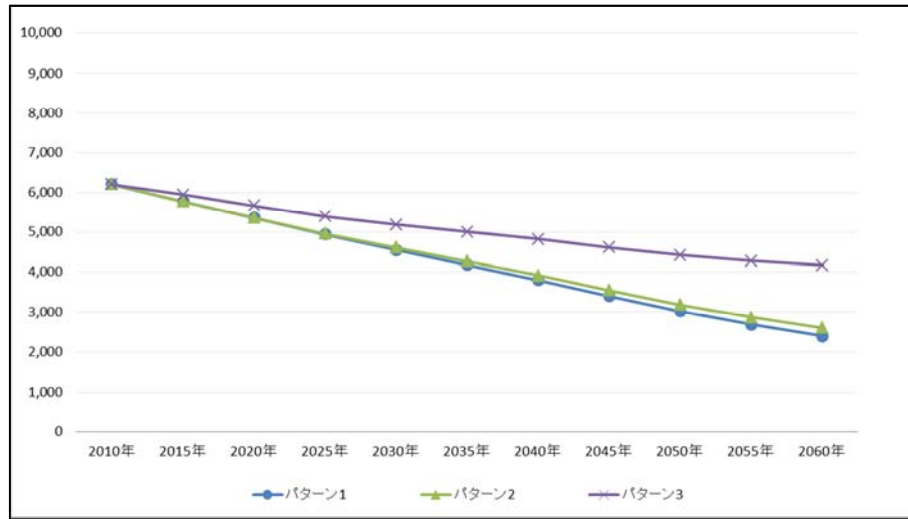
○パターン 2（自然増）：仮に、パターン 1（社人研推計準拠）において、2015 年に 1.67 である合計特殊出生率が、2025 年に 1.8、2030 年に 2.1（人口置換水準）までに上昇し、その後 2.1 で推移すると仮定。

→2040 年の時点で 3,917 人

○パターン 3（自然増+社会増減 0）：パターン 2 かつ移動（純移動率）がゼロ（均衡）で推移すると仮定。

→2040 年の時点で 4,819 人

【震災影響なしパターン1～3 総人口の比較】



【震災影響なしパターン1～3 年齢3区分別人口割合】

		2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
パターン1	総人口(人)	6,209	5,773	5,360	4,943	4,553	4,179	3,795	3,397	3,017	2,685	2,398
	年少人口比率	12.8%	11.7%	10.3%	9.8%	9.5%	9.4%	9.5%	9.5%	9.4%	9.0%	8.8%
	生産年齢人口比率	57.2%	54.6%	51.4%	47.4%	45.6%	45.8%	45.0%	44.8%	43.9%	43.9%	43.9%
	65歳以上人口比率	30.0%	33.7%	38.3%	42.8%	44.9%	44.9%	45.6%	45.8%	46.7%	47.1%	47.3%
	75歳以上人口比率	18.1%	20.1%	20.1%	22.6%	27.0%	31.3%	32.6%	31.1%	30.7%	30.9%	32.5%
パターン2	総人口(人)	6,209	5,773	5,360	4,960	4,611	4,271	3,917	3,543	3,184	2,870	2,602
	年少人口比率	12.8%	11.7%	10.3%	10.1%	10.6%	11.4%	11.9%	12.0%	12.0%	11.8%	11.8%
	生産年齢人口比率	57.2%	54.6%	51.4%	47.2%	45.1%	44.8%	43.9%	44.2%	43.7%	44.1%	44.6%
	65歳以上人口比率	30.0%	33.7%	38.3%	42.7%	44.3%	43.9%	44.1%	43.9%	44.3%	44.0%	43.6%
	75歳以上人口比率	18.1%	20.1%	20.1%	22.6%	26.6%	30.7%	31.6%	29.8%	29.1%	28.9%	29.9%
パターン3	総人口(人)	6,209	5,949	5,662	5,393	5,188	5,005	4,819	4,618	4,426	4,275	4,172
	年少人口比率	12.8%	12.1%	11.0%	11.3%	12.5%	13.9%	15.2%	15.6%	15.7%	15.5%	15.4%
	生産年齢人口比率	57.2%	55.6%	53.6%	50.6%	49.6%	50.1%	50.1%	51.8%	53.0%	55.0%	55.5%
	65歳以上人口比率	30.0%	32.3%	35.4%	38.0%	37.9%	36.0%	34.7%	32.7%	31.2%	29.5%	29.0%
	75歳以上人口比率	18.1%	19.4%	18.7%	20.1%	22.7%	25.0%	24.5%	21.8%	20.1%	18.7%	18.3%
○パターン1: 全国の移動率が、今後一定程度縮小すると過程した推計(社人研推計準拠)												
○パターン2: 仮に、パターン1(社人研推計準拠)において、合計特殊出生率が平成42年(2030年)までに人口置換水準(2.1)まで上昇すると仮定(既に現在の合計特殊出生率が人口置換水準を上回っている場合には、現在の状況で推移すると仮定。)												
○パターン3: 仮に、パターン1(社人研推計準拠)において、合計特殊出生率が平成42年(2030年)までに人口置換水準(2.1)まで上昇し、かつ移動(純移動率)がゼロ(均衡)で推移すると仮定。												

② 震災後～帰還人口を考慮した推計

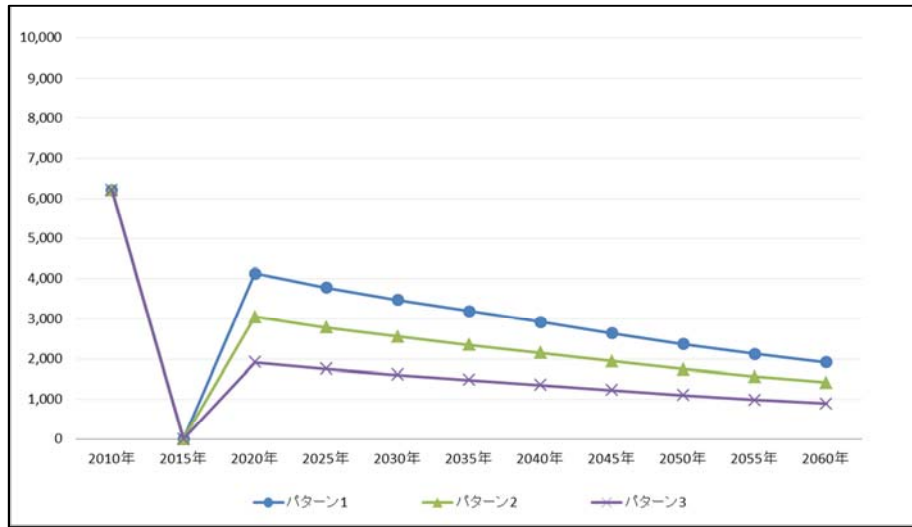
「平成 26 年度原子力被災自治体における住民意向調査（復興庁）」を元に、2015 年を 0 ベースとして、3 パターンの推計を行った。

○パターン 1（高位）：「帰る意志がある人」の 100%、「判断に迷う人」の 100% が 2020 年までに帰還。その後の推計については社人研推計準拠。
→2040 年の時点で 2,917 人。

○パターン 2（中位）：「帰る意志がある人」の 100%、「判断に迷う人」の 50% が 2020 年までに帰還。
その後の推計については社人研推計準拠。
→2040 年の時点で 2,150 人。

○パターン 3（低位）：「帰る意志がある人」の 75%、「判断に迷う人」の 25% が 2020 年までに帰還。
その後の推計については社人研推計準拠。
→2040 年の時点で 1,352 人。

【震災後パターン1～3 総人口の比較】



【震災後パターン1～3 年齢3区分別人口割合】

		2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
パターン1	総人口(人)	6,209	0	4,136	3,780	3,474	3,194	2,917	2,636	2,365	2,123	1,918
	年少人口比率	12.8%	0	10.6%	10.7%	10.2%	10.3%	10.7%	10.7%	10.5%	9.9%	9.4%
	生産年齢人口比率	57.2%	0	50.4%	47.1%	46.1%	46.7%	46.3%	46.7%	46.7%	47.3%	47.1%
	65歳以上人口比率	30.0%	0	39.0%	42.2%	43.7%	42.9%	43.0%	42.6%	42.9%	42.8%	43.4%
	75歳以上人口比率	18.1%	0	22.1%	23.3%	26.6%	29.9%	31.1%	29.1%	28.4%	28.0%	29.0%
パターン2	総人口(人)	6,209	0	3,046	2,785	2,559	2,353	2,150	1,942	1,742	1,564	1,413
	年少人口比率	12.8%	0	10.6%	10.7%	10.2%	10.3%	10.7%	10.7%	10.4%	9.9%	9.4%
	生産年齢人口比率	57.2%	0	50.4%	47.2%	46.2%	46.8%	46.3%	46.6%	46.7%	47.2%	47.0%
	65歳以上人口比率	30.0%	0	39.0%	42.1%	43.7%	42.9%	43.0%	42.6%	42.9%	42.9%	43.6%
	75歳以上人口比率	18.1%	0	22.0%	23.3%	26.6%	29.9%	31.1%	29.1%	28.4%	28.1%	29.0%
パターン3	総人口(人)	6,209	0	1,918	1,753	1,611	1,481	1,352	1,222	1,096	984	889
	年少人口比率	12.8%	0	10.5%	10.7%	10.2%	10.3%	10.7%	10.7%	10.4%	9.9%	9.4%
	生産年齢人口比率	57.2%	0	50.4%	47.2%	46.2%	46.8%	46.3%	46.7%	46.7%	47.3%	47.0%
	65歳以上人口比率	30.0%	0	39.1%	42.2%	43.7%	42.9%	43.0%	42.6%	42.9%	42.9%	43.6%
	75歳以上人口比率	18.1%	0	22.1%	23.3%	26.6%	29.9%	31.0%	29.0%	28.4%	28.1%	29.0%
○パターン1(高位):「帰る意志がある人」の100%、「判断に迷う人」の100%が2020年までに帰還。その後の推計については社人研推計準拠。 →2040年の時点で2,917人 ○パターン2(中位):「帰る意志がある人」の100%、「判断に迷う人」の50%が2020年までに帰還。 その後の推計については社人研推計準拠。 →2040年の時点で2,150人 ○パターン3(低位):「帰る意志がある人」の75%、「判断に迷う人」の25%が2020年までに帰還。 その後の推計については社人研推計準拠。 →2040年の時点で1,352人												

③ 震災後の影響及び自然・社会動態を考慮した推計

上記 2-パターン 2（中位パターン）を基準とし、合計特殊出生率の向上と、社会動態 0 を実現した場合の推計を行う。

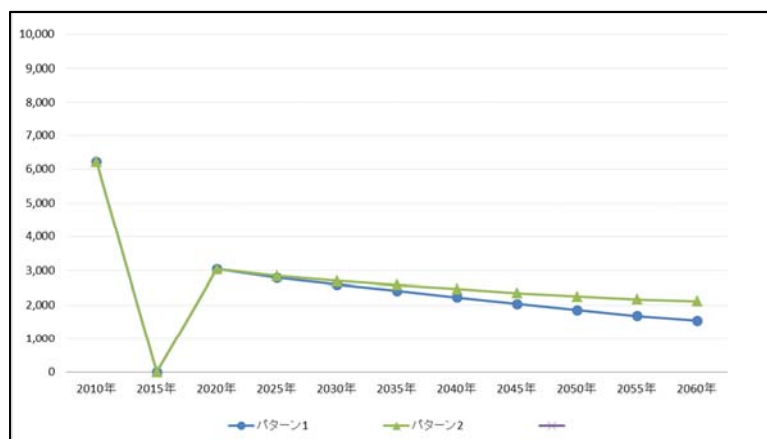
○パターン 1（自然増）…2015 年に 1.67 である合計特殊出生率が、2025 年に 1.8、2030 年に 2.1（人口置換水準）までに上昇し、その後 2.1 で推移すると仮定。

→2040 年の時点で 2,227 人

○パターン 2（自然増+社会増減 0）…パターン 1 かつ移動（純移動率）がゼロ（均衡）で推移すると仮定。

→2040 年の時点で 2,467 人

【震災後+自然動態・社会動態調整パターン 1、2 総人口の比較】



【震災後+自然動態・社会動態調整パターン 1、2 年齢 3 区分別割合】

		2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
パターン1	総人口(人)	6,209	0	3,046	2,795	2,595	2,412	2,227	2,036	1,848	1,681	1,543
	年少人口比率	12.8%	0	10.6%	11.0%	11.4%	12.5%	13.4%	13.5%	13.3%	12.8%	12.6%
	生産年齢人口比率	57.2%	0	50.4%	47.0%	45.5%	45.6%	45.1%	45.8%	46.3%	47.2%	47.5%
	65歳以上人口比率	30.0%	0	39.0%	42.0%	43.1%	41.9%	41.5%	40.7%	40.5%	39.9%	39.9%
	75歳以上人口比率	18.1%	0	22.0%	23.2%	26.2%	29.2%	30.0%	27.8%	26.8%	26.2%	26.6%
パターン2	総人口(人)	6,209	0	3,046	2,847	2,702	2,582	2,467	2,352	2,248	2,166	2,115
	年少人口比率	12.8%	0	10.6%	11.3%	12.0%	13.6%	15.1%	15.7%	16.0%	16.0%	16.0%
	生産年齢人口比率	57.2%	0	50.4%	48.0%	47.5%	48.3%	48.6%	50.4%	51.9%	54.1%	55.6%
	65歳以上人口比率	30.0%	0	39.0%	40.8%	40.5%	38.1%	36.3%	33.9%	32.1%	29.9%	28.4%
	75歳以上人口比率	18.1%	0	22.0%	22.6%	24.7%	26.6%	26.1%	23.0%	21.0%	19.2%	18.5%

○パターン1…合計特殊出生率が平成42年(2030年)までに人口置換水準(2.1)まで上昇すると仮定(既に現在の合計特殊出生率が人口置換水準を上回っている場合には、現在の状況で推移すると仮定。)
→2040年の時点で2,227人
○パターン2…合計特殊出生率が平成42年(2030年)までに人口置換水準(2.1)まで上昇し、かつ移動(純移動率)がゼロ(均衡)で推移すると仮定。
→2040年の時点で2,467人

4 施策の方向性

飯舘村においては、上記 3-③のパターン 2（「帰る意志がある人」の 100%、「判断に迷う人」の 50%が 2020 年までに帰還する。合計特殊出生率が平成 42 年（2030 年）までに人口置換水準（2.1）まで上昇し、かつ移動（純移動率）がゼロ（均衡）で推移する。）を目指し、下記 5 つの基本目標を掲げる。

- 1 暮らしに密着した課題解決と、時代に合った安全な地域づくり
- 2 教育環境の整備と、子どもたち・村民への「ふるさと教育」の充実
- 3 産業の復興と、雇用の創出
- 4 保健・福祉サービスの確保
- 5 交流・定住対策

4 第2章 総合戦略

1 基本目標

国の総合戦略では、以下の基本目標を掲げています。

【まち・ひと・しごと創生総合戦略の4つの基本目標】

- ①地方における安定した雇用を創出する
- ②地方への新しいひとの流れをつくる
- ③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ④時代に合った地域をつくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する。

この基本目標を踏まえつつ、村の総合戦略では、復興計画を基とした5つの基本目標を掲げます。

基本目標1 暮らしに密着した課題解決と、時代にあった安全な地域づくり

①放射線対策

- ①－1 住民の生活圏の放射線量の低減のため、除染体制の強化、再除染を国に求めます
- ①－2 空間線量、土壌、水、食品等の各種モニタリング調査を継続し、地図化も含め情報公開し、不安の払しょくに努めます
- ①－3 リスクコミュニケーションを推進し、正しい知識の普及に努めます
- ①－4 甲状腺検査、ホールボディカウンターなどの被ばく検査を継続し、放射線による健康被害を最小限に抑えます

②暮らしに密着した課題の解決

- ②－1 見守り組織を育成し、地域の安心・安全を確保するとともに生活サービス提供の担い手として活用することで、利便性向上につなげます
- ②－2 自家用車を持たない方やお年寄りのために、村独自の公共交通を整備します。併せて、民間交通会社等による村外への交通手段を確保します
- ②－3 日常生活に必要な食料品の確保のため、村内商店と連携した宅配事業を実施します。併せて雇用の確保にもつなげます

②－４ 村光ファイバ網を活用した安否確認、情報伝達のためのシステム構築をすすめます

②－５ ごみ処理体制を整え、美しい地域づくりを進めます

②－６ 地域防災計画を見直し、有事の際に備えます

③住民主体の地域づくりと支援体制の構築

③－１ 行政区ワークショップ等、自分たちの地域を考える機会を提供し、地域づくり計画を策定します

③－２ 村内各地域対象の「地域づくり補助金」を創設し、財政面での支援をします

③－３ 地域づくりをサポートする支援員を配置し、事務や企画の支援をします

基本目標２ 教育環境の整備と、子どもたち・村民への「ふるさと教育」の充実

①子どもたちの学びの環境を整備します

①－１ 帰村に備え、学校施設を改修・補修・新築します

①－２ 村内に子どもたちがのびのびと体を動かすことのできる施設を整備します

①－３ 保護者同士が交流できる場をつくり、保護者の活用・支援も取り入れます

②子どもたちと村民、ふるさとをつなぐ「ふるさと教育」を実施

②－１ 子どもたちに伝統芸能を継承します

②－２ 村民と子どもたちが交流できる事業を展開します

②－３ 安全に子どもたちが村を訪れることができるカリキュラムをつくれます

②－４ ふるさと教育に協力する保護者や高齢者を支援する体制をつくれます

基本目標 3 産業の復興と、雇用の創出

①復興拠点を中心とした産業の復興と雇用の創出を図ります

- ①－1 拠点における花卉栽培施設を中心に、花を中心にした産業復興を図り、また、施設で働く人を雇用することにより、雇用の創出します
- ①－2 日常生活サービス確保の場として拠点に商業施設を整備し、商店を誘致し、宅配事業実施をすすめ、雇用の場を創出します

②村の基幹産業である農業の復興をすすめ、生業と生きがいを創出します

- ②－1 地域復興組合組織を進め、農地管理、試験栽培を進め、農業の復興を図ります
- ②－2 営農再開、新規就農希望者に対し、国県補助金等のほか、村独自の「までの村 陽はまた昇る基金」を活用し、財政面からの支援を行います

③生活に身近な商店の再開を図ります

- ③－1 共同店舗建設を検討し、商業復興を図ります
- ③－2 商店再開希望者に対し、再開準備支度金の制度創設をすすめ、再開しやすい環境を整えます

④村の財産である森林の再生を図り、そこから産業と雇用を再生します

- ④－1 里山の除染を国に引き続き要望し、森林を働く場として復活させ、里山再生と木材の循環型エネルギー活用を図り、産業の復興と雇用の創出につなげます

⑤企業支援、起業・企業誘致を図り、雇用の場を確保します

- ⑤－1 既存企業に対し支援を行い、雇用の場を確保します
- ⑤－2 復興拠点東側エリア等を活用する、又は既存村内公共施設を新たな起業場所として活用し、起業支援や企業誘致を図ります

基本目標 4 健康・福祉サービスの確保

①診療所を再開させ、医療体制を整えます

①－1 いいたてクリニックを再開し、身近な医療体制を整えます

①－2 ①－1に加え、2次医療体制についても整えます

②在宅・施設介護体制の整備

②－1 いいたてクリニックを中心としたサテライト拠点を各地域に整備し、地域ごとに介護サービスの拠点を設けます

②－2 高齢者・一人暮らし対策としての告知システムを整備し、緊急事態に備えます

③子育てのための体制整備

③－1 保育所・子育て支援センターを運営・充実させ、安心して子育てができる体制を整えます

基本目標 5 交流・定住対策

① 復興拠点を中心とした交流活動の推進

①－1 復興拠点を中心とした村民同士、又は村民以外の方との交流を推進し、交流人口の増加を図ります

② 公営住宅整備、空き家管理による定住先確保

②－1 復興公営住宅及び既存公営住宅を定住先として活用します

②－2 定住の状況に柔軟に対応する家賃補助制度を創出します

②－3 空き家管理を事業として行い、定住先として活用が図れないか検討を進めます

2 基本施策

(1) 暮らしに密着した課題解決と、時代に合った安全な地域づくり

①放射線対策

原子力災害からの復興が最優先事項である本村において、第一の課題は放射線対策であることから、国における除染の徹底を求めます。このほかにも、各種モニタリングの継続や、各種検査、放射線知識の正しい普及を進め、村民の生活不安の払しょくに努めます。

施 策	内 容	重要業績評価指標 (KPI)
放射線対策	【除染体制の強化と再除染】 ○除染体制強化、再除染等、除染の徹底を国に対し要望 【放射線モニタリング】 ○空間線量の定点測定の継続 ○食品検査の継続 【地図化】 ○放射線マップの作成 【リスクコミュニケーション】 ○リスクコミュニケーションの実施 【甲状腺検査の実施】 ○18歳未満の子ども全員対象の検査を実施 【ホールボディカウンターによる内部被ばく検査の実施】 ○村民全員を対象とした検査を実施	○年度内1回以上の要望実施 ○計測回数：20 か所年 24 回 ○機器の追加設置：1 台 ○放射線マップ制作 ○専門家による会議開催（年1回以上） ○リスクの実施（年4回以上） ○対象者の90%以上実施（通年で開催） ○対象者の90%以上実施（通年で開催）

②暮らしに密着した課題の解決

原子力災害前より定住する村民が少なくなる事、及び高齢化が見込まれることから、安心・安全のための体制づくりと、日常生活における生活必需品確保、さらには交通手段確保等に取り組みます。

施 策	内 容	重要業績評価指標（KPI）
暮らしに密着した課題の解決	【村内見守り組織育成】 ○生活サービスの担い手も兼ねた見守り組織の運営 【交通の整備】 ○村内主要施設を結ぶ巡回バスの運行 ○民間路線の再開 【宅配事業実施と雇用確保】 ○村内小売店と連携した、食料品をはじめ日常生活必需品の宅配事業実施 ○上記宅配を担う、村民による宅配事業者立ち上げによる雇用の確保 【安否確認システム構築】 ○既設の光ファイバ網を活用し、安否確認のシステム構築と機器導入 【ごみ処理】 ○広域的なごみ処理体制の構築 ○ごみ運搬体制の構築 ○リサイクルの推進 【原子力災害にも対応した防災計画の作成】 ○地域防災計画の見直し	○現「見守り隊」組織の再編と継続 ○巡回バス2台による運行実施 ○南相馬市、川俣町への民間バス再開 ○村内商店からの宅配事業実施 ○村民による（又は村民雇用による）宅配事業実施による雇用確保 ○緊急通報システムの整備 ○広域的なごみ処理体制の確立 ○新規防災計画策定

③住民主体の地域づくりと支援体制の構築

村が進めてきた自主自立の地域づくりを再開するため、地域に対しての補助金制度や人材配置等の支援体制を整えます。

施 策	内 容	重要業績評価指標（KPI）
住民主体の地域づくりと支援体制の構築	【行政区ワークショップの開催】 ○自らの地域を見つめなおし、将来展望を検討するワークショップの開催 【地域づくり計画の策定】 ○上記ワークショップを基本とした、地域づくり計画を地域ごとに作成 【地域づくり補助金制度】 ○村民の地域づくり事業を財政的に支援する地域づくり補助金制度の実施 【支援員の配置】 ○地域づくりの事務や企画を支援する支援員を配置し、村民の不得意分野のカバーと負担軽減を図る	○ワークショップ開催年4回以上 ○地域づくり計画書の作成 ○補助金制度利用率 80%以上 ○1名以上配置

（２）教育環境の整備と、子どもたち・村民への「ふるさと教育」の充実

①子どもたちの学びの環境整備

既存の学校教育施設、運動施設等の修繕、改修等を行い、避難指示解除後、帰村する子どもたちの教育環境を整えます。

また、保護者活用を図るため、交流の場や協力していただける保護者に対する支援策も取り入れます。

施 策	内 容	重要業績評価指標（KPI）
子どもたちの 学びの環境整 備	【校舎の改修等】 ○草野小学校 （漏水等修繕補修、体育館外 壁・屋根修繕、プール修繕） ○飯樋小学校 （体育館屋根修繕、プール解体） ○臼石小学校 （校舎修繕） ○飯舘中学校 （校舎改修、プール解体、第２ 体育館建設、浄化槽修繕） ○幼稚園 （園庭整備） ○給食センター （浄化槽修繕、調理器具移動・ 整備） ○スポーツ公園 （管理棟解体撤去、総合グラウ ンド、クラブハウス、球場、テ ニスコート、山村広場修繕） ○拠点における屋内型運動施設 整備	○各種工事实施 （以下同様）

	【保護者・村民の活用・協力支援】 ○方部別子ども会組織編制 ○土曜授業にあわせた学校開放による交流会実施・保護者同士の交流の機会づくり ・協力保護者・村民等への費用弁償等、支援体制づくり	○年４回の交流事業実施 ○支援要綱の作成と予算化
--	---	--

②子どもたちと村民、ふるさとをつなぐ「ふるさと教育」の実施

すぐには戻れない子どもたちに対して、村の文化や芸能、風習などを教え伝える「ふるさと教育」を実施します。

また、中高生や若い世代に対しても同様に「までい」の心や「いいたてならでは」の伝統や生活文化を今から残し伝えることで、できるだけ多くの多くの村民の帰還促進につなげます。

施 策	内 容	重要業績評価指標（KPI）
子どもたちと村民、ふるさとをつなぐ「ふるさと教育」の実施	【伝統芸能継承】 ○授業での伝統芸能継承 ○発表の場としての文化祭実施 ○地域の「まつり」再開の支援 【いいたての暮らし・文化の伝承】 ○村民と子どもたちの交流事業 ○民話の会による民話伝承 ○村独特の生活習慣を取り入れた村イベントの開催 【子どもたちの村内研修】 ○バスによる村内研修 ○デジタルアーカイブを使ったふるさと学習 【協力者への支援】 ○ふるさと学習講師となる村民への報償 ○交通手段（送迎）の支援	○小・中学校での授業実施 ○芸能発表会の実施 ○必要用具の整備補助 ○年3回程度開催 ○同上 ○年1回開催 ○小・中で年1回開催 ○授業におけるデジタルアーカイブの活用 ○要綱・予算の確保

(3) 産業の復興と雇用の創出

①復興拠点を中心とした産業復興と雇用の創出

村では、村内のほぼ中心地である深谷地区の県道 12 号線沿いを復興拠点エリアとし、道の駅と併設した商業施設や花の栽培施設、帰還・定住の為の復興公営住宅を整備することとしています。

特に村では、基幹産業である農業復興にあたり、放射線の影響の少ない「花」をキーワードに進めることとしており、拠点に整備される花卉栽培施設において、先進技術を取り入れた先駆的な取り組みによる花卉栽培事業を実施し、村民にお手本となるような農業復興のモデルケースを示す場所とします。

そして、営農再開や就農を目指す村民に対しては技術や資材を提供し、農業復興につなげます。

また、商業施設道の駅「までい館」では、帰村時の村民の日常生活に即応するため、コンビニエンスストアや直売所、軽食コーナー等整備し、当面の暮らしを支える場所として整備します。

さらに、花卉栽培施設、道の駅「までい館」両方において、村民を雇用し、働く場を確保します。

施 策	内 容	重要業績評価指標 (KPI)
産業の復興と雇用の創出	【花卉栽培施設の整備】 ○農業復興のため、復興拠点に花卉栽培施設を整備 ○花卉栽培施設における村民雇用 【商業施設整備】 ○復興拠点に日用品を購入できる商業施設を整備 ○宅配事業との連携 ○商業施設における村民雇用	○花卉栽培施設建設 ○軽作業に従事する高齢者をはじめ、従業員の 5 名以上の雇用 ○道の駅「までい館」の建設、運用開始 ○宅配事業への村民雇用 ○道の駅「までい館」への村民雇用

②農業復興

村の基幹産業である農業の復興は、村の将来を大きく左右します。

高齢化、人口減少が進む中で、優良農地を守り、農業の再開につなげるため、復興組合立ち上げにより農地保全、管理を進めます。

また、村独自の「までのいの村 陽はまた昇る基金」を活用し、国県の制度では手が届きにくい場面に、有効に基金を投入することで、生業、生きがい農業の復興を進めます。

施 策	内 容	重要業績評価指標（KPI）
農業の復興	【復興組合による農業復興】 ○それぞれ地域に復興組合を立ち上げ、組合を中心とした農地管理と試験栽培実施 【陽はまた昇る基金の活用】 ○までのいの村 陽はまた昇る基金を活用した営農再開への取り組み実施	○復興組合の全地区立ち上げ ○半分以上の組合で農地管理開始 ○取扱い要綱制定

③生活に身近な商店の再開

村内の商店は、原子力災害前はスーパーが1店あったほか、各地域に個人商店主が何店か軒を構えていました。現在は再開の目途が全く立たず、村民の買い物先の確保が急務です。

もう一度、やる気のある事業主を後押しするために、共同店舗やお金の面での支援策を打ち出し、最低限の生活利便性を確保します。

施 策	内 容	重要業績評価指標（KPI）
生活に身近な商店の再開	【商店の再開】 ○共同店舗整備を検討し、商店再開を進める ○再開希望者に対し、再開準備支度金制度を創設し、再開を支援する	○共同店舗の建設 ○3者以上の事業再開

④村の財産である森林（里山）の再生と雇用の場の確保

現在、国は山林の除染は行わないこととしていますが、先頃、森林除染のP Tが発足し、除染の方針転換に期待がかかるところです。村は面積の約70%が森林であり、とりわけ、里山と呼ばれる生活空間に近い山は、木材や山菜など、村民の生活圏の一部であったため、貴重な財産である山林の再生は進めなければなりません。

当面、国に対して引き続き除染を要望するとともに、除染実施後は村産木材を建材やバイオマスエネルギーとして活用し、産業の復興や雇用の確保につなげていきます。

施 策	内 容	重要業績評価指標（KPI）
村の財産である森林（里山）の再生と雇用の場の確保	【里山の再生と林業復興】 ○里山除染の継続要望 ○除染後の里山における、村産木材の活用 ○木材活用による里山再生 ○再生可能エネルギーへの木材の活用 ○林業従事者への支援による働く先としての魅力増進	○里山での施業開始 ○村産木材の利用開始

⑤企業支援、起業・企業誘致による、雇用の場の確保

原子力災害による避難後も、村内では7つの事業所が操業を継続しています。最近では、その他の事業所も、村内での事業再開をしています。

今後は、これら既存企業に対し設備導入等の際に支援を行い、村民の働き先を確保していきます。

また、これから新しく村で起業する方や起業誘致にも取り組み、雇用の場を確保します。

施 策	内 容	重要業績評価指標（KPI）
企業支援、起業・企業誘致による、雇用の場の確保	【既存企業支援】 ○設備投資等既存企業への支援 ○継続支援による雇用の場確保 【起業支援・新規企業の誘致】 ○既存公共施設の空き部屋等を活用した起業家誘致 ○復興拠点エリアの工業団地化検討と企業誘致推進	○既存企業の創業継続 ○1社以上の誘致 ○1社以上の誘致

(4) 健康・福祉サービスの確保

①診療所の再開による医療体制の整備

安心・安全な生活のため、いいたてクリニックの再開を軸とした医療体制を整備します。

また、いいたてクリニックの後の2次医療体制についても整備を図ります。

施 策	内 容	重要業績評価指標 (KPI)
診療所の再開による医療体制の整備の確保	【診療所の再開】 ○いいたてクリニックを再開させ、運営のための負担金を継続し、医療の確保に努める ○2次医療体制として、クリニックと連携した村外の医療機関、体制の整備	○クリニックの再開・継続 ○広域的な連携を基本とした2次医療体制の整備

②在宅・施設介護体制の整備

在宅介護を基本とし、介護を支援するためのサテライト拠点を各地域に整備し、地域ごとに介護サービスの拠点を設けます。

高齢者、一人暮らし世帯への安心・安全対策として、既存の光ファイバ網を活用した緊急告知システムを導入し、緊急事態に備えます。

施 策	内 容	重要業績評価指標 (KPI)
在宅・施設介護体制の整備	【サテライト拠点の整備】 ○いいたてクリニックを中心としたサテライト拠点を各地域に配置。地域ごとの介護サービス拠点として活用を図る 【緊急告知システムの導入】 ○村が整備した光ファイバ網を活用し、特に高齢者や一人暮らし世帯に対する安全・安心のための緊急告知システムを導入する	○村内3か所のサテライト拠点整備 ○緊急告知システムの導入

③子育てのための環境整備

安心して子育てができる環境整備のために、現在村外で実施している保育所・子育て支援センターを、将来的に村内で運営し、村に戻った保護者が安心して子育てと労働ができる環境を整えます。

施 策	内 容	重要業績評価指標（KPI）
子育てのための環境整備	【子育て環境整備】 ○将来的に保育所を村内で再開させ、保護者への負担軽減策として保育料の免除導入等を検討します ○震災前に整備した子育て支援センターの再開	○村内での事業再開 ○支援センター再開

(5) 交流・定住対策

①復興拠点を中心とした交流活動の推進

「人」「もの」「情報」が集まる復興拠点内に整備する道の駅「までい館」を中心とした交流イベント、活動を実施し、昼間人口及び定住促進を図ります。

交流した個人・団体とは「ネットワーク型の新しいむらづくり」の参加者・担い手として共に復興を進めます。

施 策	内 容	重要業績評価指標（KPI）
復興拠点を中心とした交流活動の推進	【交流イベント等の開催】 ○道の駅「までい館」及び復興拠点エリアを中心とした交流イベントを実施し、村民同士、又は村民以外の方との交流を推進し、交流人口の増加を図ります。 ○交流に参加した個人・団体とは引き続きつながりを維持し「ネットワーク型の新しいむらづくり」の参加者・担い手として協働による復興を進めます。	○交流イベントの実施（年3回） ○連絡体制の維持

②公営住宅整備、空き家管理による定住先確保

復興拠点に整備する復興公営住宅及び帰村の公営住宅の改修・建て替えを進め、帰還

した村民と新たに定住する方の定住先を確保します。

また、帰還しない人の家屋が空き家として残る可能性も高いことから、空き家管理を行

い、定住先としての活用を図ります。

施 策	内 容	重要業績評価指標（KPI）
公 営 住 宅 整 備、空き家管 理による定住 先確保	【公営住宅の定住先としての活用】 ○復興拠点エリアに整備する復興公営住宅及び、既存の公営住宅を新築・改築し、定住先として確保します ○定住希望に柔軟に対応する家賃補助制度を創出します。 ○空き家管理を行い、定住先としての活用を検討します また、管理業務を村民に委託し、新たな業務とできないか検討します	○復興公営住宅新築（15戸） ○既存公営住宅新築改修 H27年度8戸 H28年度以降 42戸 ○補助要綱の制定 ○空き家バンク事業の開始

3 推進・検証体制について

戦略の推進・検証については復興計画にかかる庁内検討委員会等を活用しながら進めていく

5 参考資料

- 1 いいたてまでいな復興計画（第5版：概要）
- 2 飯舘村過疎自立促進計画（概要）

1 いいたて までのな復興計画（第5版）の概要

「ネットワーク型の新しいむらづくり」

復興の動きを加速するため今回策定された「いいたて までのな復興計画（第5版）」〈以下：第5版〉では、「いいたてまでのな復興計画検討推進委員会」で提案された“戻る人”も“戻らない人”も、さらには村を応援したい村外の人も一体になってむらづくりを進める「ネットワーク型の新しいむらづくり」が計画の基本となっています。

4つの「村民部会」

これまで以上に村民の意見を踏まえた計画とするため、「教育部会」「暮らし部会」「健康・福祉・高齢者部会」「農地保全・営農再開部会」の4つの村民部会を設置しました。各村民部会から提案された復興のための具体的な施策を「当面」「長期」に分けて、今後実施、検討します。

「村内復興拠点エリア」の機能と運営方針

復興計画（第4版）の重点事業であった村内復興拠点エリア整備についても、中心施設である道の駅「までい館」の機能・役割や、運営方針、運営の担い手についての考え方の検討が進みました。

「までいの村 陽はまた昇る基金」

本計画で提案された復興への取り組みを進めるため、平成27年度予算に加えて「までいの村 陽はまた昇る基金」等も活用し、実現可能なものから進めます。

「ネットワーク型の新しいむらづくり」のイメージ



避難指示解除後、家族によっては村内外に分かれて暮らすことになるかもしれません。村に戻る村民と、避難先に生活の基盤を置く村民が、互いに助け合って、それぞれの生活再建を進めていくことが必要となります。また、被災後に村民が村外で築いた基盤を、これからのむらづくりの新たな強みとして活かしていくことも必要です。

応援をしてくれる村外の人も含めて、多くの人に関わっていくことで、村民の生活再建や雇用回復を進めていく、というのが「ネットワーク型の新しいむらづくり」の考え方です。

復興を考える4つの部会

1 教育

「教育部会」では、子どもの帰村には慎重な判断を要することから、学校のあり方については住民の意向により判断すべきとし、当面は現状の教育環境を充実させる方向で検討しました。

部会での方針

子どもたちの学びの環境の一層の充実を図ります

子どもたちの自立に向けた、充実した教育活動を行います

子どもたちに文化や経験を伝えるための新たな工夫をします

保護者に対する支援を充実します

子どもたちを核とした地域コミュニティの形成を図ります

各施策の実施について、今後中長期的な検討を進めます

部会からの施策の提案

- ・スクールバスの弾力的運用・機能向上
- ・幼稚園・小学校・中学校の在り方検討
- ・屋内運動施設の検討

- ・ふるさと教育の充実
- ・子どもの自立に向けた教育・支援の充実
- ・幼稚園・小学校・中学校の連携促進
- ・子どもの健康管理と体力の向上

- ・ICT（情報通信技術）等を活用した先端的な教育の展開
- ・土曜日や長期休暇等を活用した学習・体験機会の充実

- ・子育て支援の充実
- ・保護者同士の絆を深める機会の創出

- ・高齢者、子ども、保護者、村民が交流できる定期的なイベント実施
- ・伝統行事・伝統芸能の維持・継承

- ・各施策の具体化・実現に向けたロードマップ（行程表）を検討するため、教育課を中心に検討の場を設置・運営

2 暮らし

「暮らし部会」では、生活環境の整備や日常生活サービスの確保、地域コミュニティの維持について、村としての整備や行政支援を行うと共に、村民の仕事の場や地域活動の一環として取り組む方向で検討しました。

部会での方針

生活再建に向け、包括的な住環境の整備・改善を図ります

住民の力を活用した日常生活サービスの充実と、安心して生活できる環境整備を図ります

新たなつながり構築による地域コミュニティの維持・再生を図ります

高齢者も安心して暮らせるための拠点の整備をします

部会からの施策の提案

- ・帰村に向けたワンストップの包括的な相談体制の整備
- ・生活再建に向けた家賃補助等の居住支援制度の継続
- ・住環境の維持・管理

- ・日常生活を支える店舗整備と配送（配食）サービスの実施
- ・放射線に対する安全安心のための線量マップ等の情報提供
- ・線量測定器の活用による食の安全確保
- ・防災無線、タブレット端末など多様な情報機器を活用した安否確認の仕組みづくり
- ・新たなごみ処理体制の構築

- ・安全安心と生活利便のための見守り組織の育成・強化
- ・共助の活動を補完するお助け合い事業の再構築
- ・行政区ごとの地域の将来計画の作成
- ・居住エリアの集約検討（中・長期）

- ・特別養護老人ホーム（いいたてホーム）を核とした「シルバーエリア」の整備

3 健康・福祉・高齢者

「健康・福祉・高齢者部会」では、現状の避難生活での問題点を整理し、対応策を検討するとともに、避難指示解除に向けて今後必要となる施策を検討しました。

部会での方針

保健・福祉サービスと村民活動の中心拠点・サテライト拠点を整備し、サービスネットワークを構築します

拠点での活動体制構築と、保健・福祉サービスの人材、資源の確保を図ります

帰村に向けた生活習慣づくりや帰村の意思決定支援など「今からの準備」に着手します

部会からの施策の提案

- ・クリニックを中核として連携したグループホーム、デイケアセンター、サービス付き高齢者住宅、集会所、商店などが複合した、村での生活の拠点となる施設、エリアを整備
- ・これを補完する草野・飯樋・臼石地区の3つの周辺拠点の整備によるネットワーク化
- ・高齢者、障害者等の主体的活動を促進するための拠点となる施設の整備
- ・スポーツ施設、集合農園など村の活動の拠点となる施設の整備
- ・拠点への商業施設誘致の支援
- ・子どものいる家族で利用できる短期滞在施設の整備
- ・拠点での保健・福祉サービス活動を実現する体制づくり
- ・サービス人材の確保、サービス体制の確保
- ・ICT（タブレット端末など）の積極的活用
- ・帰村まで移行期間を設定し、各分野での準備活動の促進
- ・健康不安を抱える人の掘り起し
- ・帰村に向けた健康づくり活動の推進
- ・精神保健活動（心のケア）の促進
- ・帰村（または帰らない）の意思決定に基づいた支援施策に関する案内支援の促進

4 農地保全・営農再開

「農地保全・営農再開部会」では、農業や商業等の再開に向けて支障となる課題を整理し、解決するための方針、施策等を体系立てて検討しました。

部会での方針

農業再開に必要な放射能対策を推進します

安全・安心な農作物を作付できる環境を整備します

農業の維持・継承のための取り組みを推進します

自給的農業及び元気づくり・生きがい農業を支援します

村内での営業再開及び村外での営業の支援をします

部会からの施策の提案

- ・放射能対策に適した新作物の作付支援
- ・農業経営の支援
- ・風評被害の解消に向けた取り組み推進
- ・作業にあたる人の被ばく低減
- ・農業環境の整備
- ・農地の活用方法の検討
- ・営農再開時の技術・知識の提供
- ・支援事業（補助事業）等の仕組みについての情報提供
- ・農業復興の担い手確保の推進
- ・担い手への支援の継続
- ・村外での自給的農業支援の継続
- ・帰村高齢者の集まる場の提供
- ・深谷拠点周辺での生きがい農業支援
- ・村内での営業再開支援、環境整備の推進
- ・村外での営業支援の推進
- ・作業にあたる人の被ばく低減

復興の拠点整備・中核的担い手づくり

1. 村内復興拠点エリアの整備

復興拠点エリアは避難指示解除時の帰村住民の生活をはじめ村の再生を支え、また、「人」、「もの」、「情報」が集まり、復興に向かう村のすがたを発信する「ネットワーク型の新しいむらづくり」の中心地として整備を進めます。

拠点エリアは西側からA、B、Cゾーンに分け、当面A、Bゾーンから整備に着手し、Cゾーンは今後計画を検討します。また、新しく建設される公民館をはじめ、既存の村内施設と連携して拠点を運営していきます。

村内復興拠点エリアの 土地利用構想（案）



A ゾーン

太陽光発電施設の設置

・再生可能エネルギーのシンボルとして、太陽光発電施設を設置します。村と民間会社の合同出資による「いいたてまいでいな復興株式会社（平成26年6月設立済）」を通して、得られる収入を、村の基金に入れて復興事業に充てていきます。

B ゾーン

道の駅「まいでい館」

・県が設置する道の駅施設（トイレ・駐車場等）に加え、帰村直後の住民生活を支えるため、コンビニを備えた施設として整備します。

・自由な配置ができ、多目的に使える「まいでいホール」を中心に、新しい産業の先駆けとなる取り組みや、働く場づくり、人と人との交流を生み出します。

・運営にあたっては、村民が主体的に関われるよう、企画や事務が行える場所を用意します

花卉栽培施設

・花による産業再生の先駆けとなる施設として整備します。村民の雇用拡大も図ります。

2. 中核的担い手づくり

村内、村外の連携による「ネットワーク型の新しいむらづくり」の一環として、高齢者、女性、次代を担う若手など多様な主体、複数の世代による様々多様な働き方について、新たに創設する「までの村 陽はまた昇る事業交付金制度」等によって村民、企業の取り組みを支援していきます。

また、こうした取り組みの拠点として「まदै館」を活用して、村民の生活・生業を再建し、より多くの村民・企業の帰村の環境を整え、新たな村民・企業の育成、移住、誘致に結び付けることを目指します。

村民部会で挙げられた、 民間で担う取り組みの例

例 帰村時の生活の利便性を確保するため、村内の農産物の販売や村民団体、NPO（非営利活動団体）等による弁当の製造・販売を行うとともに、あわせて宅配(配食)サービスを行う。

例 安心・安全と生活利便のため、防犯や要支援者の安否確認を行う。また、副次的に宅配サービスや移送サービスなどを行う。

例 地域コミュニティの維持に向けて、行政区ごとに行われてきた共助の活動を補完し、雪かきや草刈りなどを行うため、元気高齢者等のボランティアや村民団体、NPO（非営利活動団体）等の参画を図る。

例 「（準備期間の）この時期だから」ということで、村内の環境整備業務などに「仕事」として取り組んでもらう。例えば、見守り業務などで、JA、郵便局、さらに村内対象の宅配サービス事業者などの一般事業者にも通常業務に関連する副次的業務として動機付ける。



復興村営住宅、集会所

・村民と新たな移住者の住まいとして集会所を備えた住宅を整備して、定住人口の増加を図ります。

公園

・憩いの場として、また交流やイベント、健康づくりの場として公園をつくります。子どもたちがのびのびと遊べる場所としても活用を図ります。

道の駅「までい館」のイメージ



道の駅「までい館」の運営方針

- 指定管理委託制度等を活用し、民間事業者に委託し、公共施設でありながらも、集客と収益を意識した管理・運営を目指します。
- 多世代の村民が「までい館」の運営に携わっていきけるような環境を整え、若い人材の活躍と雇用の場を広げることを目指します。
- 運営を担っていく人材を育成するため、研修や支援の制度を設けます。
- 村民が中心となって、インターネット等を活用した新たなむらづくり、飯舘村の歴史・伝統を学ぶ「いいたて学」、文化・芸術イベントの企画・開催について検討していく環境を整えます。

主な機能・施設構成

まいでいホール

- まいでい館（まいでいホール、花卉展示・屋内イベントコーナー）は、自在に使い方を变化させることができるスペースとして運営します。
大勢が集まる交流イベントの場合などは、隣り合う部屋の扉を開放して、一体的に利用します。
- 村内の産業復興、地域交流のための拠点施設であり、村民主体による物産の展示・販売コーナー、軽食コーナーをはじめ、震災の記録や村の歴史、取り組み、復興のあゆみ等を知ることができる情報発信コーナーなどを基本構成として想定します。



花卉展示・ 屋内イベントコーナー

- 花卉や手工芸の展示・販売、軽食や村の伝統食の販売提供、イベント等の開催のための花卉展示・屋内イベントコーナーです。
- 天井や壁に花卉や野菜類を栽培・展示し、屋内でいちご狩りやきゅうり狩り、試食などができる工夫も行います。

公園

イベント広場

- イベント広場では、観覧席となるベンチを設け、祭りやコンサートなど様々なイベントを行えるよう整備します。
- 各界の専門家やアーティスト、ボランティアなど様々な来村者と村民との交流イベントを定期的に開催し、地域交流・産業振興につなげます。
- 花卉などの専門家を招いた講習会や村民の共同作業場としての活用も行います。

管理事務所

- 管理事務所には、いたてまいでいな復興株式会社の本社を置きます。
- まいでい館で開催するイベントや物販事業について村民が企画や打ち合せを行ったり、村外で営農や事業を再開した村民や村づくりの支援者とのネットワークシステムを設置したり、まいでい館の運営に村民が参加するための共用の小規模事務スペースの整備を検討します。
- 村民主体で行う生活支援サービスの活動拠点の設置も検討します。

倉庫

まいでい館で開催する多彩なイベント等に対応するため、広めの機材用収納庫を併設します。

コンビニ

- 帰村時に即応した村民の日常的な買い物の場を確保するため、コンビニを併設します。
- 商業施設として村民を雇用し、地域のニーズに対応する商品やサービスをきめ細かく提供するミニスーパーとしての機能を果たします。
- 弁当などの宅配サービスなどの生活支援サービスの実施を検討します。

かき 花卉栽培施設

村民のための雇用の場の一つとして、まいでい館に隣接し整備する花卉栽培施設では、多様な品種の花卉栽培に先進的な技術を用いて取り組みます。

「までの村 陽はまた昇る基金」

原発事故災害からの復興に向けた村民等の取り組みについて、国や県の支援だけでは対応できないところに、柔軟に、きめ細やかに支援するため、新たに村独自の基金を設置します。

この基金の活用等を通じて、4つの部会で検討されたような村民等による様々な取り組みを支援し、「ネットワーク型の新しいむらづくり」を進めます。

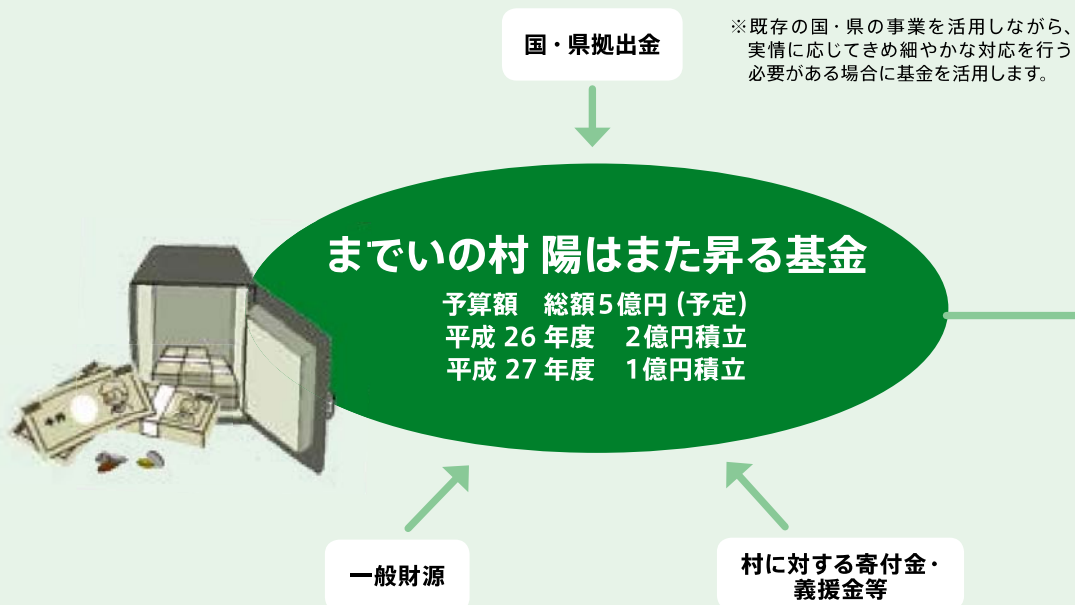
基金制度の概要

目的

東日本大震災による原発事故災害からの復興に向けて、住民生活の安定や地域産業の再生など、復興の実情に応じたきめ細やかな取り組みを支援するため、新たに「までの村 陽はまた昇る基金」を設置します

対象

- ・村民及び村民が中心となって構成する団体
- ・村内企業・商店等の事業主など
- ・その他村が行う復興事業の財源として



基金活用の例

- 住民生活の安定や農業・林業・商工業の再生支援
- 村民提案による復興への取り組み支援
- 復興を担う若者のための支援 など

① 営農再開のための事業

農業再開の資材・機械等購入、村内での営農再開資金補助、研修 等



② 農林業の活性化のための事業

新規作物の栽培実証事業、風評被害対策、後継者・人材確保、農林業の再開・活性化 等



③ 企業の再開、操業支援のための事業

企業再開のための資材・機械等購入、働き手の確保、新たな産業の育成 等



④ 商店の再開、営業支援のための事業

商店再開のための資材等購入、店舗改修、働き手の確保 等



⑤ 学校教育、社会教育の充実のための事業

地域の人材活用、ふるさと学習の推進、デジタルアーカイブの活用、社会教育団体の活性化活動助成、生涯スポーツ振興 等



⑥ 健康・福祉の充実のための事業

心身の健康を図るための事業、地域おたすけ合い事業（共助活動）推進、地域見守り組織育成、単独ヘルパー事業 等



⑦ その他事業

村民が自助努力により行う事業の支援、新規事業立ち上げ 等

復興計画の実現に向けて

● 除染の徹底

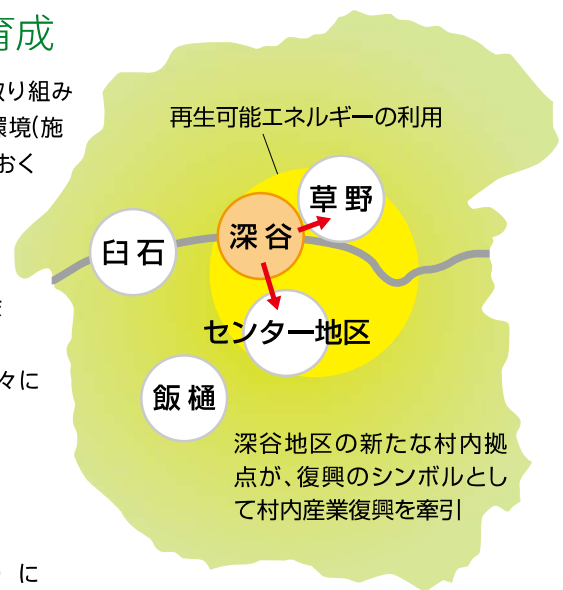
この復興計画（第5版）実現に向けた取り組みの前提として、除染の加速と徹底について、国に強く働きかけます。また、多様な手段で除染結果の検証を行っていきます。棚上げとなっている森林の除染やため池の除染についても引き続き国に強く求めていきます。

● 復興の拠点づくりと中核的な担い手の育成

復興の着実な実現に向けて、村では、避難生活の問題点の改善に取り組みながら、村内拠点エリアをはじめ、第一陣の帰村時に必ず備えるべき環境（施設、サービス等）の準備、その他帰村に向けて事前に着実に準備しておくべきこと等を進めます。

また、将来的には、草野・飯樋・臼石地区をはじめとした従来の中心地域における拠点整備を進め、その他の地区についても、復興計画（第4版）行政区ワークショップの内容や、地域の現状及び特性を踏まえながら復興のために必要な取り組みを進めます。

さらに、復興に向けた活動の中核となる担い手づくりを優先し、徐々にその輪を広げていきます。



● 平成27年度以降の復興施策検討にあたって

村では、復興計画（第1版）から（第4版）までの内容及び（第5版）における推進委員会並びに村民部会からの提案を踏まえて、平成27年度以降も具体的な復興施策の検討をしていきます。

いいたて まいでいな復興計画（第5版）ダイジェスト版

発行日 平成27年12月

福島県飯舘村役場 〒960-1892 福島県相馬郡飯舘村伊丹沢字伊丹沢 580 番地 1
電話：0244-42-1611（代表） FAX：0244-42-1601

飯舘村役場飯野出張所 〒960-1301 福島県福島市飯野町字後川 10 番地の 2
電話：024-562-4200（代表） FAX：024-562-2466

ウェブサイト <http://www.vill.iitate.fukushima.jp/>

2 飯舘村過疎自立促進計画（概要）

1 事業計画書（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	概算事業費 (見込)	年度区分					備考
					H28	H29	H30	H31	H32	
1 産業の振興	(8)観光又はレクリエーション	深谷地区交流エリア整備事業 多目的交流広場整備 土質調査 施設整備 設計監理	飯舘村	393,520		393,520				
	(9)過疎自立促進特別事業	飯舘村商工会育成事業補助金 飯舘村商工会育成事業補助金	飯舘村	31,675	6,335	6,335	6,335	6,335	6,335	
		中山間地域等直接支払交付金事業 中山間地域等における農業生産条件の不利補正のため、農業生産活動を継続農業者等に交付金を支払う 第1期：H12～H16 第2期：H17～H21 第3期：H22～H26 第4期：H27～H31	18集落協議会	375,940	75,188	75,188	75,188	75,188	75,188	
		中山間地域等直接支払推進協議会 中山間地域等直接支払交付事業を全村的に推進するため、協議会を設置して各集落等の活動を支援する。 平成31年度までは復興集中期間として、保全活動等による機器の導入を推進する。	20集落協議会	15,000	0	5,000	5,000	5,000	0	
		多面的機能支払交付金事業 農地維持支払活動及び資源向上活動継続農業者等に対して、交付金を支払う。 第1期：H19～H23 第2期：H24～H28 第3期：H29～H33 ～H26：農地・水保全 H27～：多面的機能	18集落	268,075	53,615	53,615	53,615	53,615	53,615	
		飯舘村鳥獣被害対策実施隊 ・村内に被害を与えるサルやイノシシなどの鳥獣を捕獲するため、村鳥獣被害対策実施隊に対して活動費等を支援する。	飯舘村	26,200	5,800	5,800	5,800	5,800	3,000	
		飯舘村振興公社貸付金 公社運営資金貸付（年度末償還）	飯舘村振興公社	500,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	

1 事業計画書(平成28年度～32年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	概算事業費 (見込)	年 度 区 分					備考
					H28	H29	H30	H31	H32	
		深谷地区商業施設 設置運営事業								
		深谷地区商業施設運営事業費 ○「までい館」指定管理費	飯舘村	120,000		30,000	30,000	30,000	30,000	
	小 計	—	—	1,730,410	240,938	669,458	275,938	275,938	268,138	
	(うち過疎地域自立促進特別事業分)	—	—	1,336,890	240,938	275,938	275,938	275,938	268,138	
	過疎債ソフト分 事業実施分	—	—	135,000	0	35,000	35,000	35,000	30,000	
	過疎債ソフト分 基金積立金	—	—							
	基金取崩分									
2 交通通信体系の整備、 情報化及び地域間 交流の促進	(1)市町村道	橋梁点検業務								
		全体橋梁数 110橋	飯舘村	50,000		25,000	25,000			
		小滝大倉線落石防 護柵設置工事								
		地震により落石のあった 箇所の落石対策事業 延長L=50m	飯舘村	30,000		30,000				
		足元道路整備 (現道舗装工事)								
		昇口舗装により村道が未 舗装箇所の舗装工事	飯舘村	90,000		22,500	22,500	22,500	22,500	
	(2)農道	村道整備事業 (大火比曾線)								
		大火比曾線道路改良工事 L=800m W=5.5(7.0)m	飯舘村	95,000			25,000	35,000	35,000	
		県営 基幹農道整備 (野手神2期)								
		農道野手神線 改築L=3,096m W=4.0(5.0)m 県営事業負担金(4/30%)	福島県	60,000			20,000	20,000	20,000	
		農道整備 (大森地区)								
		農道大森線 改築L=801m	飯舘村	27,740		27,740				

1 事業計画書(平成28年度～32年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	概算事業費 (見込)	年 度 区 分					備考
					H28	H29	H30	H31	H32	
	(3) 林道	県営 森林管理道整備事業 林道岡部前乗線 改築L=1,017m 橋梁L=15m 県営事業負担金(村7.5%)	福島県	181,000	81,000	100,000				
	(6) 電気通信施設情報化のための施設	携帯電話エリア解消事業(佐須前乗) 携帯電話不通話エリアの解消 ドコモ鉄塔 1台 KDDI鉄塔 1台	村・携帯電話会社	44,664	44,664					
		(仮称)告知システム事業 帰村した村民用の音声緊急告知システム導入 村敷設の光ファイバー利用 500世帯分	村	319,248		319,248				
		地上デジタル放送再送信事業(H27年度残分) 地上デジタル放送難視聴エリア対象の光ケーブルによる再送信事業 H28年度はH27年度特別な事情にり、工事できなかった世帯が主対象 約20件	村	16,320	16,320					
		IRU光ケーブル保守契約 IRU(Indefeasible Right of User)契約の再施行。 光ファイバーの使用料／保守に係る契約(保守料) 光ファイバ保守:10,415千円 NTT柱添架料:3,360千円 電力柱添架料:1,270千円 地デジ保守料:3,780千円	村	20,290	4,058	4,058	4,058	4,058	4,058	
	(11) 過疎地域自立促進特別事業	コミュニティバス運行事業 避難先での医療機関、買い物、役場の巡回バスとして運行。 帰村後には、避難先と村内の両方を巡回。	飯舘村	101,320	22,264	22,264	22,264	22,264	12,264	
	小 計	—	—	1,035,582	168,306	550,810	118,822	103,822	93,822	
	(うち過疎地域自立促進特別事業分)	—	—	101,320	22,264	22,264	22,264	22,264	12,264	
	過疎債ソフト分事業実施分	—	—	0	0	0	0	0	0	
	過疎債ソフト分基金積立金	—	—							
	基金取崩分									
3 生活環境の整備	(1) 水道施設	センター地区配水管敷設工事 センター地区における、本管敷設 L=1.6km	飯舘村	100,000		100,000				

1 事業計画書(平成28年度～32年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	概算事業費 (見込)	年度区分					備考
					H28	H29	H30	H31	H32	
(2)下水道施設	(2)下水道施設	集落排水草野処理 場設備更新工事 経年劣化による設備更新 集落排水草野処理場 破砕機 1台 荒目スクリーン 一式 汚泥脱水機 1台 汚泥乾燥施設 一式	飯舘村	150,000		150,000				
		浄化槽設置整備事業 合併浄化槽設置経費の一部補助			5人槽 10基 7人槽 40基 10人槽 10基	5人槽 15基 7人槽 10基 10人槽 10基	7人槽 10基	7人槽 10基	7人槽 5基	
	(3)廃棄物処理施設	可燃ごみ焼却委託 事業 可燃ごみの焼却処分に係 る事業委託	飯舘村	150,000	0	0	50,000	50,000	50,000	
		一般廃棄物収集運 搬 廃棄物収集運搬業務		105,000	運搬業務 15,000	15,000	25,000	25,000	25,000	
	(5)消防施設	・消防ポンプ車購入 小型動力ポンプ付積載 車購入 更新時期を迎えた消防ポンプ 自動車の更新 H28 消防ポンプ自動車更新 H29 積載車5台 H30 積載車5台 H31 ポンプ車1台 積載車5台 H32 積載車5台	飯舘村	138,000	18,000	25,500	25,500	43,500	25,500	
		・第1分団機動部消 防屯所建築 復興公営住宅(大谷地団 地)建設及び外構工事に 伴う、屯所移転。 建築から30年以上の年 数が経過していることか ら、屯所及び車庫を新築 する。			25,000	25,000				
		・第2分団機動部屯 所建築 消防ポンプ自動車導入に 伴い、現在の車庫では規 格が合わないため、車庫 の新築に合わせて消防屯 所を新築する。			25,000	25,000				
		既存村営住宅修 繕・解体工事 帰村に向けた住宅修繕・ 解体 存続住宅修繕 59戸 解体 45戸		238,540	208,540	30,000				
	(6)公営住宅		飯舘村							

1 事業計画書(平成28年度～32年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	概算事業費 (見込)	年度区分					備考
					H28	H29	H30	H31	H32	
		桶地内団地建替え事業 建替え 10戸	飯舘村	27,880	27,880					
		大谷地住宅団地土地購入 大谷地住宅団地土地購入 ・面積 1,094.31㎡ ・単価(宅地) 6,930円/㎡ ・購入費 1,094.31㎡×6,930円/㎡ ＝7,583,568円	飯舘村	7,584	7,584					
	(7)墓地・火葬場	飯舘村大火火葬場解体工事 大火火葬場の老朽化に加え、災害により被災したことにより、解体する	飯舘村	4,500	4,500					
	小 計	—	—	1,030,239	367,138	328,751	106,440	124,440	103,470	
	(うち過疎地域自立促進特別事業分)	—	—	0	0	0	0	0	0	
	過疎債ソフト分事業実施分	—	—	0	0	0	0	0	0	
	過疎債ソフト分基金積立金	—	—							
	基金取崩分									
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1)高齢者福祉施設	小規模多機能型居宅介護事業所整備事業 帰村後の介護サービスへの多様なニーズに対応すべく施設整備を行う。 整備数:1施設	飯舘村	150,000				150,000		
	(2)介護老人保健施設	認知症高齢者グループホーム整備事業 帰村後の認知症高齢者の受け皿が必要であるため、施設整備を行う。	飯舘村	150,000				150,000		
	(8)過疎地域自立促進特別事業	コミュニティ形成事業 一人暮らしの高齢者対策事業(お助け合い事業) チケットを交付し、短時間作業や買い物等の手助け(地域コミュニティ事業) 上記協力者の先進地視察(生きがいづくり講座事業) そば打ちや日曜大工講座	飯舘村	6,456	1,256	1,300	1,300	1,300	1,300	
	小 計	—	—	306,456	1,256	1,300	1,300	301,300	1,300	
	(うち過疎地域自立促進特別事業分)	—	—	6456	1,256	1,300	1,300	1,300	1,300	
	過疎債ソフト分事業実施分	—	—	0	0	0	0	0	0	
	過疎債ソフト分基金積立金	—	—							
	基金取崩分									

1 事業計画書(平成28年度～32年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	概算事業費 (見込)	年度区分					備考
					H28	H29	H30	H31	H32	
5 医療の確保	(3) 過疎地域自立促進特別事業	いいたてクリニック 指定管理業務 指定管理料 H28 18,000円 H29～32 30,000円	秀公会	138,000	18,000	30,000	30,000	30,000	30,000	
	小 計	—	—	138,000	18,000	30,000	30,000	30,000	30,000	
	(うち過疎地域自立促進特別事業分)	—	—	138,000	18,000	30,000	30,000	30,000	30,000	
	過疎債ソフト分 事業実施分	—	—	138,000	18,000	30,000	30,000	30,000	30,000	
	過疎債ソフト分 基金積立金	—	—							
	基金取崩分									
6 教育の振興	(1) 学校教育関連施設	スクールバス購入 老朽化に伴う車両更新 13年登録車(28年更新) 16年登録車(30年更新) 19年登録車(32年更新)	飯館村	62,100	20,700		20,700		20,700	
		草野小学校改修 漏水等修繕	飯館村	240,000		240,000				
		草野小学校体育館 外壁修繕 外壁ALC(平パネル)修繕 32.0㎡	飯館村	3,000	3,000					
		草野小学校プール 修繕 老朽化によるプール修繕 循環器等	飯館村	5,000	5,000					
		草野小学校体育館 床修繕 経年劣化及び使用していない期間が長かったことにより床の損傷がひどい状況であるため、表面研磨、再塗装処理を行う。	飯館村	5,000	5,000					
		飯館中学校プール 解体撤去 既存施設老朽化による解体撤去	飯館村	5,000	5,000					

1 事業計画書(平成28年度～32年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	概算事業費 (見込)	年 度 区 分					備考
					H28	H29	H30	H31	H32	
		飯館中学校修繕 校舎修繕 実施設計 H28 10,000千円 校舎・外構工事 H28 200,000千円 H29 300,000千円	飯館村	510,000	210,000	300,000				
		飯館中学校第2体育館建設工事 体育館1棟								
		教員住宅解体・建て替え工事 解体1戸 建替え2戸								
		飯樋小学校体育館屋根改修 体育館屋根の全面的改修								
		飯樋小学校プール解体								
		飯館中学校浄化槽修繕 浄化槽軸部分の取り換え 修繕								
		給食センター浄化槽修繕 老朽化に伴う浄化槽修繕								
		給食センター大型調理器具移動・点検調査 大型調理器具の移動、設置、点検調査 実施期間:2週間								

1 事業計画書(平成28年度～32年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	概算事業費 (見込)	年 度 区 分					備考
					H28	H29	H30	H31	H32	
(2) 幼稚園		エアコン設置 台数:43台	飯舘村	12,000	12,000					
		園庭整備工事	飯舘村	5,000	5,000					
	(3) 集会施設・体育施設	ふれあい交流館たてやま・ゲートボール場修繕工事 施設の窓、サンルームの修繕 休憩室の雨漏り修繕 ゲートボール場の再整備	飯舘村	2,000	2,000					
		多目的集会所防水塗装修繕工事 多目的集会所の屋根防水、外壁塗装	飯舘村	3,000	3,000					
(4) 過疎地域自立促進特別事業		スポーツ公園施設等改修工事 スポーツ公園管理棟 総合グラウンド クラブハウス いいたて球場 テニスコート 山村広場	飯舘村	15,000		15,000				
		交流センター(仮称)植栽工事(第2期以降) 公民館敷地周辺を一体的に整備する。	飯舘村	30,000	15,000	15,000				
		スクールバス助手配置 長距離通学に伴う助手配置 賃金(7,080円×20日+10,000円)×12月×8人 加給金7,080円×50日×8人	村	86,930	17,386	17,386	17,386	17,386	17,386	
		学力向上アドバイザー	村	18,000	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	

1 事業計画書(平成28年度～32年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	概算事業費 (見込)	年 度 区 分					備考
					H28	H29	H30	H31	H32	
		村塾事業	村	11,500	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	
		中学生夏の学習会								
		沖縄までの旅事業	飯舘村	6,248	6,248					
		3泊4日の日程で体験学習を実施する。 対象者:54名								
		未来への翼事業	飯舘村	10,058	10,058					
		中学生が、海外で本村の復興・再生の手掛かりを学び、地域社会の未来を担う子供たちを育成する。								
	小 計	—	—	1,248,836	542,292	595,286	43,986	23,286	43,986	
	(うち過疎地域自立促進特別事業分)	—	—	132,736	39,592	23,286	23,286	23,286	23,286	
	過疎債ソフト分事業実施分	—	—	0	0	0	0	0	0	
	過疎債ソフト分基金積立金	—	—							
	基金取崩分									
7 地域文化の振興	(2)過疎地域自立促進特別事業	いいたて村文化祭・芸能発表会事業 10/29～30 飯舘村文化祭を村公民館で開催する。 地域伝統芸能発表も併せて開催する。	飯舘村	2,200	2,200					
	小 計	—	—	2,200	2,200	0	0	0	0	
	(うち過疎地域自立促進特別事業分)	—	—	0	0	0	0	0	0	
	過疎債ソフト分事業実施分	—	—	0	0	0	0	0	0	
	過疎債ソフト分基金積立金	—	—							
	基金取崩分									
9その他地域の自立促進に関し必要な事項	(1)その他	広報誌作成支援・ホームページ更新業務 広報取材 写真撮影 紙面デザイン委託	村	17,623	7,323	5,150	5,150			
		防犯カメラシステム設置事業 村民の帰還の円滑化・防災・防犯のための警備システム(防犯カメラ)を導入・管理 村内主要交差点等13か所	飯舘村	12,787	12,787					

1 事業計画書(平成28年度～32年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名) (2)過疎自立促進特別事業	事業内容	事業主体	概算事業費 (見込)	年 度 区 分					備考
					H28	H29	H30	H31	H32	
		地域づくり事業補助金 1行政区あたり100万円の補助金(H27より人口割による配分増減あり) 補助率:対象経費の80%	飯舘村	60,000	20,000	20,000	20,000			
		第6次総合振興計画策定 策定会議開催 有識者・村民ほか委員報償 策定帰還H28～29	飯舘村	4,000		2,000	2,000			
		新春村民のつどい 新春祝賀会と合わせた新春村民交流イベント開催	飯舘村	12,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	
		60周年記念イベント 村誕生60周年を記念したイベント開催	飯舘村	6,000	6,000					
		庁内電算業務 庁内電算業務支援のための専門員設置	村	30,092	6,092	6,000	6,000	6,000	6,000	
	小 計	—	—	143,002	54,702	35,650	35,650	8,500	8,500	
	(うち過疎地域自立促進特別事業分)	—	—	112,592	34,592	30,500	30,500	8,500	8,500	
	過疎債ソフト分 事業実施分	—	—	0	0	0	0	0	0	
	過疎債ソフト分 基金積立金	—	—							
	基金取崩分									
	総 計	—	—	5,634,725	1,394,832	2,211,255	612,136	867,286	549,216	
	(うち過疎地域自立促進特別事業分)	—	—	182,7994	356,642	383,288	383,288	361,288	343,488	
	過疎債ソフト分 事業実施分	—	—	273,000	18,000	65,000	65,000	65,000	60,000	
	過疎債ソフト分 基金積立金	—	—							
	基金取崩分									